

# 令和2年第2回函館市開発審査会 議事録

○ **開催日時** : 令和2年3月24日(火) 10時00分～10時41分

○ **開催場所** : 函館市役所本庁舎8階大会議室

○ **議事**

議案1 付議基準1-13「50戸連たん地域内における一団の  
開発行為等」の廃止

・・・・・・・・・・・・・・・・承認

議案2 付議基準1-12「幹線道路沿線の土地における建築物」に係る  
区域の変更

・・・・・・・・・・・・・・・・承認

○ **出席者**

委員 4名

事務局 5名

○ **傍聴者等**

報道関係者 1名

一般傍聴者 0名

..... 1 開 会 .....

○ 事務局員

それでは定刻になりましたので、ただいまから令和2年第2回函館市開発審査会を開催いたします。委員の皆様にはご多忙中にも関わらず、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、審査会成立の要件について御報告いたします。本日は、委員4名の出席をいただいておりますので、函館市開発審査会条例第5条第3項、会長および2人以上の委員が出席しなければ開くことができないの要件を満たし、本日の開発審査会は成立していることをご報告いたします。

○ 事務局員

ここからの議事進行は、会長にお願いいたします。

..... 2 議 事 .....

○ 会長

まず、本日の会議でございますが、公開となっておりますが、まだ傍聴者の方はいらっしゃいませんけども、函館市開発審査会の公開に係る要領によって、写真、ビデオ等の撮影、録音などは禁止となっておりますが、審議に支障が生じないよう議事に入る前に、報道用の写真、ビデオ等の撮影時間を設け、これらを許可したいと思いますのですが、委員の皆様よろしいでしょうか。

○ 委 員

異議なし。

○ 会長

では、報道関係者の皆様の中で写真、ビデオ等の撮影をしたい方がいらっしゃいましたら、今から若干時間を取りますので、その間に撮影して下さるようお願いいたします。

○ 会長

よろしいでしょうか。撮影の時間は以上で終了します。これ以降は、写真、ビデオ等の撮影、加えて録音につきましても禁止となりますので、よろしく申し上げます。

次に、函館市開発審査会運営要綱第7条第2項に規定する、議事録署名人を選出したいと思います。

本日は、委員Aと委員Bにお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○ **委員A・委員B**

よろしいです。

○ **会長**

それではこれより、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、令和2年3月6日付けで、函館市長から本審査会に諮問があった、議案1付議基準1-13、50戸連たん地域内における一団の開発行為等の廃止および議案2付議基準1-12、幹線道路沿線の土地における建築物に係る区域の変更の2件でございます。これらにつきましては、付議基準を廃止および変更することについて函館市長から本審査会に諮問されたものでございます。

…………… 議 案 1 ……………

○ **会長**

それでは、議案1について、事務局から説明をお願いします。

○ **事務局員**

それでは、議案の説明をいたします。

本日、審査会に諮問しておりますのは、議案1付議基準1-13、50戸連たん地域内における一団の開発行為等の廃止でございます。

これは、平成30年第2回函館市開発審査会および平成31年第1回函館市開発審査会におきまして、概要説明などをいたしておりましたが、このたび説明会の実施および庁内協議等の手続きを経て、審査会に諮問することとなったものでございます。

議案の1頁をお開きください。

議案1の内容でございますが、議案のタイトルにもなっておりますが、付議基準1-13、50戸連たん地域内における一団の開発行為等を廃止しようとするものでございます。

ここで、一団の開発行為について改めてご説明いたします。一団の開発行為とは、50戸連たん地域内のうち、一定規模以上の面積の空地については、虫食いの開発等による不良街区の形成を防止するため、一団の土地として定める区域を、一体的に行う開発行為のみに限定して、開発許可をし得るものとしたものでございます。この一団の土地につきましては、議案の3頁から7頁

までの赤枠の中の、黒点線で囲まれた白抜きの区域であります。

議案の1頁に、お戻りください。今回の改正内容でございますが、この頁の1と2に記載がございますが、付議基準1-13の廃止と、付議基準附則の制定の2つでございます。

ここで、3廃止等の理由をご覧ください。理由についてご説明いたします。本市においては、人口減少が進んでおりますことから、居住機能の分散やインフラの維持管理コストの増大については、これを避けるべきでありますことから、これらに繋がることとなる、本基準にかかる開発行為については、今後、これを認めないこととするため、本付議基準を廃止しようとするものであります。

また、一方で付議基準1-13を利用した開発行為を計画し、設計や地権者交渉など一定程度進捗している場合が想定されます。そこで、開発行為の計画・準備を行い、一定の資金や労力を投入している者の権利を保護するため、廃止前の付議基準1-13に該当する開発行為と同様の開発行為であって、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間の経過措置期間の間に、都市計画法に基づく開発行為の許可申請がされたものについては、許可ができるようにするため、付議基準附則を定めようとしております。

2頁にありますが、今回定める予定の付議基準附則では、8頁にあります現在の付議基準1-13に比べ、内容としましては1項目の令和2年4月1日を施行期日とすることと、2の(1)および(2)が追加されております。2の(1)については、令和4年3月31日までの経過措置期間の間に、開発許可申請がされたものとする要件であります。次の2の(2)については、令和6年3月31日までに開発行為の工事を完了させ、完了検査を受けて合格し、開発行為の工事が完了することを証する書面であります検査済証の交付を受けることが見込まれることとあります。つまり、令和6年3月31日までに、開発行為に係る手続きが全て完了する予定であることを要件とするものであります。

このような要件を付け加えた理由ですが、いったん開発許可をとりますと、通常は法改正などがあつたとしても、許可自体は有効であります。つまり、許可を受け開発しないまま放置した場合、開発できるという権利が、将来にわたって残ってしまいます。そうしますと、開発するのかもしれないのか不安定な状況が続く、市街化区域と市街化調整区域の決定や都市計画道路の決定など都市計画の立案にも影響が出かねません。

さらには、開発行為を自ら実施する意思を持たない者が、令和4年3月31日の期限までに許可をとるだけとって、時期を見てその開発できる権利を売却するということも考えられます。そこで、本要件を加えたものでございます。なお、本要件を実行性のあるものとするため、実際の許可にあたっては、令和

6年3月までに工事完了検査を受けて合格し、検査済証の交付を受けなければ許可を取り消す場合があります、といったような条件を付し、許可に有効期限を設けることを考えております。

なお、1行目で開発行為の全部についてとしておりますのは、都市計画法上、一部の区域についてのみ検査を受けることが可能であります。このような場合については、工事が完了していない区域が、令和6年4月1日以降に残ってしまうことから、全部に限定しようとするものでございます。

最後に、付議基準1-13の廃止に関し、昨年7月に実施いたしました地権者等を対象とする地元説明会について説明いたします。別冊となっております、右上に議案1関係別添参考資料1と記載のある資料の1頁をご覧ください。

まず、1説明会の実施の概要についてです。説明会は、令和元年7月16日から30日までの日程で、桔梗地区4回、赤川地区3回の計7回開催いたしました。参加者数は延べ262人でありました。

次に、2説明会における主な意見でございます。説明会での具体的な発言につきましては、この資料の次の頁以降に添付してございますが、ここでは意見のうち主なものについて記載してございます。主な意見としましては、基準廃止に納得できるよう丁寧に説明すべき、制度を廃止しないまたは廃止までの期間をもっと長期間にすべき、基準廃止については市内部で再度議論をするべき、市は地権者のとりまとめなど様々な支援を行うべき、地権者が同意しない土地を一団の区域から除外すべき、開発行為を実施しなくても建築物を建築できるようにすべきといったとようなものがございました。

これに対する市の考え方につきましては、次の3市の考え方がございますが、そもそも本基準は本来的に開発できない市街化調整区域において要件を満たした開発のみを可能とするよう緩和をしたものでありまして、本基準の廃止は市街化調整区域の本来の姿に戻すものであること、また開発行為は地権者の資産運用や民間事業者の経済活動となるものでありますことから、市は地権者のとりまとめなどに積極的に関与・支援できるものではないこと。さらに、一部の区域のみであっても一団の区域から除外したり、開発行為を実施することなく建築物の建築を可能としたりすることは、不良街区の発生を招いてしまうこと。

また、先ほどの主な意見にあったように、基準廃止に反対、または2年間としている経過措置期間の延長を求める声はありましたが、本市の人口減少の中にあっても、市民生活の利便性を維持した持続可能な市街地の形成を進めていかなくてはならないことから、必要に応じ個別に説明していくことで理解を求めることとしたいと考えております。

以上、議案1をご説明いたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ **会長**

ただいま、事務局から議案1について説明がございました。これから審議に入っていきますが、始まる前に少し整理しておきたいと思います。まず時系列ですね。市街化調整区域が設定されたのは何年ですか。

○ **事務局員**

昭和45年12月でございます。

○ **会長**

昭和45年12月。はい。それと同時にすでに家を建てたところは50戸連たん地域に指定したということですか。50戸連たん地域としたのはまたその後ですか。

○ **事務局員**

その後法改正がありまして、昭和50年頃です。

○ **会長**

昭和50年頃。

○ **会長**

50戸連たん地域に指定された際に、まだ開発されていない、家が建っていない部分を黒い点線で囲った地域として、それも同時に指定したということですか。

○ **事務局員**

50戸連たん地域に指定されたのは昭和50年頃でございますけれども、今回の議案であります黒点線の区域に関しましては平成16年の都市計画法の改正とともに私ども函館市独自の制度として一団の開発行為の制度を設けました。

○ **会長**

50戸連たん地域に指定したときには、周りが点線で囲まれた場所は50戸連たん地域外という扱いでしたのでしょうか。

○ **事務局員**

50戸連たん地域の中ではありますけれども、農地であったり道路がなかつ

たりということで土地利用が不可能な土地でありました。

○ **会長**

それで平成16年に開発が出来るのであれば開発してもらおうということで一団の土地として指定されたが、現状までほぼ手つかずの状態が続いているということでしょうか。それとも開発できたところもあるんですか。

○ **事務局員**

開発できたところも何か所かございまして、そういった区域は開発される度に条例の区域にしています。例えば3ページ目で言いますと1番大きな点線で囲まれた場所がページ右側にあると思います。そのすぐ左側に実は一団の土地があったのですが、現在では条例の区域と一体となってしまっていてわからなくなっています。

○ **会長**

そこは開発が出来るということで許可をした。

○ **事務局員**

開発が完了して条例の区域に入っていますね。

○ **会長**

はい、わかりました。もう一点、この一団の土地を平成16年に定めたときに期限を設けなかったのですか。

○ **事務局員**

一団の土地の制度の開発の期限ということでしょうか。

○ **会長**

いわゆる規制緩和ですよ。その規制緩和の期間というのをその段階で決めていなかったのでしょうか。

○ **事務局員**

その当時は決めておりませんでした。

○ **会長**

期限は決めてなかったんですね。

あと一つは、たぶん説明会でも質問があったと思うんですが、これを今まさに今のタイミングでやるかどうか。

**○ 事務局員**

人口減少は、函館市では長く続いていたんですけども、一昨年、平成30年4月に、函館市におけるコンパクトなまちづくりの方針であります立地適正化計画が策定されまして、函館市においても正式にコンパクトなまちを進めていくこととなり、市街地をコンパクトにまとめる区域ですとか方針が具体的に定まったことによりまして市街地の方針はそこで定まったわけです。市街化調整区域においても適合するように、一定の土地利用を許容してきた部分を見直していく必要がある。あと、北海道の整備、開発及び保全の方針が現在改正作業中なんですけれども、市街化調整区域の土地利用を見合わせていこうという方針がまもなく定められる予定となっております。それを受けてのものでもございます。

**○ 会長**

はい、わかりました。一応時系列を整理させていただきましたけどもそれぞれ委員のみなさまからご意見ございましたら。如何でしょうか。

**○ 委員 A**

よろしいでしょうか。この基準附則の案なんですけど、この2の(2)で場合によっては許可の取り消しもあるというようにお伺いしましたが、具体的にこの許可の取り消しを規定している条文等というのはどちらになるんでしょうか。都市計画法でよろしいんでしょうか。

**○ 事務局員**

許可の条件の取り消しをご質問いただいたんですけども、条文自体は都市計画法第79条に、この法律の規定による許可、認可、承認には、都市計画上必要な条件を付することができることとあり、これに基づいて条件を付し、取り消しについては都市計画法81条です。

**○ 委員 A**

81条。

**○ 事務局員**

はい。色々書いてありますけど、国土交通大臣、都道府県知事または市長は、



次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によってした許可、認可もしくは承認を取り消し、変更し、に含まれています。その第3号に、この法律の規定による許可、認可または承認に付した条件に違反している者というのが第3号となりまして、具体的には第3号の条件に違反したということ。

○ **委員 A**

違反というのは、この基準附則の2の(2)が見込まれることというちょっと抽象的な文言だったので、そうするとその具体的な判断というのは都道府県知事がするということになるのでしょうか。

○ **事務局員**

取り消しをする者ということですか。それは函館市長が許可をしていますので取り消すのはまた別処理になります。許可自体は都市計画法第29条で許可をするんですけれども。

○ **委員 A**

29条はたしか。

○ **事務局員**

29条にですね都道府県知事の他に中核市、政令都市がございまして中核市が許可権限を持っています。

○ **委員 A**

細かいんですけど81条のほうは中核市長というのはないような気がするんですが、国土交通大臣又は都道府県知事となってるなかでの取り組みではないかと思うんですけど、29条のどこかにありましたか。具体的に都市計画法の今回と外れるんで結構です。

具体的に見込まれるというのはどこが判断するのでしょうか。

○ **事務局員**

ここは、基準附則第2号の検査済証の交付を受けることに加え、というのは許可の段階で判断いたします。許可の段階で例えば工事の工程表ですとかそういったものを見て2年以内に終わりそうであれば許可をする。実際にはその時は書面でしか判断できませんので、書面を見て、許可する条件に合致すれば許可することになります。ただその2年後の令和6年3月31日に工事が終わっていないもしくはまったくやってないということであれば、許可の取り消しを検討することになると思います。

○ **委員A**

終わってないということ取り消しできるのか。

○ **事務局員**

許可の条件は、ここには書いてない。

○ **委員A**

許可の条件ではなくて取り消しの方の条件を伺っています。

○ **事務局員**

許可の条件として、取り消しする場合はあるということを許可証に書きます。

○ **委員A**

ですから、今お伺いしたのが令和6年3月31日の段階で工事が終わってないとかまた全く手を付けてない場合は取り消されるとおっしゃったんですが、終わってなければすぐ取り消しというふうになってしまうんですか。

○ **事務局長**

その令和6年3月31日の時点で色々な状況があると思います。私達も簡単に今取り消すという話をしましたけれども、おそらく取り消すとか、法律上の撤回などの行為についてはですね、その工事がされているその状況で、判断がかなり変わると思います。だからまったくやってない場合、本当に一部だけやってる場合、あと半分くらいまでやってるだとか。つまり、そのときの状況如何で、場合によっては取り消すといったこととお酌み取りいただきたいと思います。

○ **委員 A**

わかりました，ありがとうございます。

○ **会長**

ご質問があったのは，確かに今までは全く許可申請がない土地でしたけれども，期限を切ると申請が出るかもしれないので，それぐらいにですね混乱が生じないようにきちっと整理整頓しておいた方が良いでしょう。

○ **事務局長**

もし取り消しとなると，明らかに不利益処分にもなってしまいます。その相手に対して許可する際に，都市計画の範囲で条件を付けられるとなっています。工事の状況を見て，このままだったら将来の都市計画にこんなに影響があるということを比較しながら最終的に判断しますので，なかなかこう言いながらも取り消しとなるのは，かなりハードルが高いと思います。

○ **会長**

その他いかがでしょうか。函館市のホームページに，今回の件について市民から意見等が出ていたので少し見てみました。土地を持つてる方はこの廃止によって地価が下がる，資産価値が下がるってことをたくさんおっしゃっていたんですが，この資産価値が下がるとおっしゃったのは，どの時点とどの時点と比べて言ってるんですか。その辺もよくわかってないのかもしれないけど。

○ **事務局員**

その辺のお話はですね，ご質問の中ではおっしゃられてなかったですね。一方は廃止の後であることは間違いないと思うんですけど。

○ **会長**

そうですね，廃止になった後，この一団の土地の制度が廃止になる前後であればほとんど何も変わらないような気もするんですけども，おそらく原野商法みたいな感じで，買われているのではないかと思うんですけど，その当時はバブルの前で土地神話の時代ですね。土地は借金しても返せる大変儲かるという時代は変わってます。その時点と比べておっしゃってるかもしれないですね。だからあの難しいと思うんですけども。

○ **事務局長**

そのことに関し，市民の声が来たときに，私どもでその基準を作る前後の地

価の状況ですね、北海道の地価調査や国の地価公示価格をもとに一応総括してあります。平成16年に条例区域を指定しているんですけど、当該基準の施行前後を比べると地価は上昇していなくて、その後も25から52%ずっと地価が下落し続けていました。地価に影響するとする市民の声がありましたが、そういう影響ではなくてむしろ別の理由で、下落するとは思いますが、この基準の廃止による影響は少ないということをお答えしているところです。

○ **会長**

ホームページの資料の最後のところに、これらの意見を踏まえながら丁寧に対応してまいりたいと思いますと書かれています。今の段階で何か対応なさっているということはありませんか。

○ **事務局員**

開発したいですか土地利用したいとかという方は、ここ最近はあまり見られませんけれども、昨年何人かいらっしゃってます。そういった方がいらっしゃれば。

○ **会長**

やはり、やりたいって方はいらっしゃるんですか。

○ **事務局員**

一団の土地の開発をしたいという方はいらっしゃいます。あとは土地利用したいんだけど、どういう風にすればいいんだろうというケースもあります。土地をお持ちの方から、どういった利用が出来るのか、一団の土地の説明をもう一度聞きたいということで市の方へ問い合わせされる方もいらっしゃいます。

○ **事務局員**

補足になりますけども、やはり皆さん開発行為に対して知識が不足しているなど、ばらつきがありまして開発行為に関する知識が不足しているんですよ。そうすると私どもが説明会に行ったときに、自分たちだけで開発しないとならないのか、というようなことを思っている方もいらっしゃるんです。それであれば不動産業者さんをここに連れてきて紹介するべきだとか、という方もいらっしゃいます。どちらかというともそういう方も多いと思いますので、今回説明会に来られなかったのもそうですし、来られてもご理解いただけない方もいらっしゃいますのでそういった意味で、宅地として活用したいということであればこういうふうにするんですよというようなことを、もう少し具体的に丁寧に

説明していききたいという趣旨でもございます。

## ○ 会長

あとはやっぱり意見としてたくさんあったのは、2年間の期限が短すぎるというところですね。その2年などと期限を決めなくてはならないと思うんですけど、2年とした理由というかそういうところが整理されていますか。

## ○ 事務局員

設計に何か月かかかって、工事も一定の面積をやっても数か月で、設計からスタートして市の許可にも何か月かかかりますけれども、そういったことも合わせても、1年程度で終わる。それをさらに余裕を見て2年ということで、スタートしてから終わるまで2年あれば十分に合うでしょうと。その他に地権者と交渉する時間が必要かもしれないですけど、やはりそれは相手がある話ですから、どの程度あれば十分かというのは何ともいえない話でありますけれども、設計以降の部分をし合わせても2年あれば十分に終わるだろうということで2年という期間を設定しました。

## ○ 会長

地権者が誰かいるかもわからない、その土地を持っていることすら知らなかった人もたくさんいると思うんですよ。それを全部まとめないと、開発というか設計にも入れない状況なんで、それを考えると地権者を集めるだけでも2年くらいはあつという間に経ってしまうのではないかな。おそらく説明会に参加された方もそういう意見たくさんありましたので、そのあたりはどうですか。多分そこが一番ハードル高いところですよ。

## ○ 事務局員

説明会の中でも、地権者をとりまとめる時間がかかると。説明会でもそういった話がありました。そこは2年がいいのか、10年ならなんとかなるのかといわれますと、期限が何年なら適切かということ適切に判断できないお話でありまして、どこかで線を引かなければいけないというのもありまして、2年と設定をしたところです。

## ○ 会長

不動産会社にディベロッパーのビジネスになるのは1年だろうが2年だろうがなんとしてもやると思うんです。おそらくそういう状況ではないと思うんです。あと基準は現状のままであっても、あるいは改正して2年の期限を切って

も、その間に開発がされなければこの状態で続いていくわけですよ。それは市としてどうなんですか。何か問題、要するに今現状穴が空いた状態が永久に続くわけですよ。それはどうですか。

○ **事務局員**

一団の土地周辺は、一般の市街化調整区域であつたり、場所によりますけど、条例の区域内であっても、必ずしも家が建ってるわけでもありません。その周辺の調整区域と同じ土地利用制限になるわけでありますから、穴になる部分もたしかにあるかもしれませんが、その周辺と同じ土地利用でもともと調整区域ですので、市街地と同じように家が建って道路が整備されてということ想定する場所ではないものです。

○ **会長**

都市計画上の問題はないのか。

○ **事務局員**

市街化調整区域ですので、問題ないと考えております。

○ **会長**

ただ手入れする人もいなくなれば、雑草が生えたり、そういう状況になりますね。

○ **事務局員**

確におっしゃることは分かりますけれども、市街化調整区域に土地をお持ちなわけですから。

○ **会長**

ただここは周りに家が建ってる環境という意味ではよろしくない。

○ **事務局員**

そうですね、そこは今まで通り引き続きやっていただきたいと思います。

○ **事務局長**

補足になりますけど、2、3年くらい前から所有者不明地が問題になると言われていて、これから何十年か後にはそれが北海道と同じくらいの面積になる。それこそ今国会では土地基本法の変更ということで、審議中ですが、土地は今

後適切に管理していきましようとか、所有者不明地もできるだけ少なくして行こうとしています。市内にはこの50戸連たんに限らず、雑草ですごいことになっている土地もあります。ですから都市建設部としては先程事務局員が話した通りなんですけれども、別の視点で今後は課題になり得ると私達も思っていますので、今後なんらかの国の考え方が出てきてから取り組んで行かなくてはならない課題だというふうに思っております。

○ **会長**

はい、まずそれよろしく申し上げます。

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案1については、本審査会として承認ということによろしいでしょうか。

○ **委員**

異議なし。

○ **会長**

異議がありませんので、議案1につきましては、諮問された議案のとおり、承認といたしまして、追って承認した旨を、市長に答申することといたします。

…………… **議 案 2** ……………

○ **会長**

次に、議案2について、事務局から説明をお願いします。

○ **事務局員**

それでは、次に、議案2付議基準1-12、幹線道路沿線の土地における建築物に係る区域の変更でございます。

議案の9頁を、お開きください。

本付議基準では、幹線道路沿線である交通利便性が高い地区であります、外環状線、石川新道および空港通の各沿線におきましては、一定の建築物の立地を許容するものとしていただいております。一方で、来年度末には、函館新外環状道路の函館空港ICの開通および、これに接続する空港通の延伸が予定されているところでございます。

そこで、流通業やレンタカー業などが立地しております現在の空港通の沿線と同様に、これから延伸される空港通の沿線においても、流通業務系施設や沿

道サービス系施設の立地を許容すべく，付議基準 1－12 で定める区域を拡大しようとするものでございます。

議案の 10 頁をお開きください。

空港通に係る現在の沿線の区域は，黒点線で囲っております，青紫色に塗った区域でございます。それを，延伸される空港通の沿線であり，うす黄色に塗った黒太実線の区域について拡大しようとするものでございます。

議案 9 頁にございますが，施行期日は，令和 2 年 4 月 1 日でございます。

以上，議案 2 の説明でございました。

ご審議のほど，よろしくお願いいたします。

**○ 会長**

ただいま，事務局から，議案 2 について説明がございました。

それでは，この件につきまして，委員の皆様方からご意見やご質問をお受けしたいと思っておりますが，何かございますでしょうか。

**○ 会長**

議案には，道路が新しく整備されるので，その周辺を有効利用できるようにしようという趣旨でよろしいでしょうか。

**○ 事務局員**

はい。

**○ 会長**

これについては，よろしいでしょうか。

**○ 委員**

はい。

**○ 会長**

はい。ありがとうございました。

それでは，議案 2 については，本審査会として，承認ということにいたします。

議案 2 につきましては，諮問された議案のとおり，承認ということにいたしまして，追って承認した旨を，市長に答申することといたします。

..... **3 閉 会** .....



○ **会長**

以上をもちまして、本日予定していた議事が全て終了いたしました。

委員の皆様どうもありがとうございました。

それでは事務局にお返しします。

○ **事務局員**

本日、ご審議いただきました議案に関する今後の予定についてでございます。

本日、ご承認いただきました議案1および議案2につきましては、審査会会長からの答申書が市長あてに届きましたら速やかに市内部の手続きを進めて、付議基準の改正を行いたいと考えております。

それでは、これもちまして、本日の函館市開発審査会を終了いたします。

本日のご審議、誠にありがとうございました。

－ 以上 －